

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>812 811 810  1            809 (略)</p> <p>ヒトトロンビン含有ゼラチン使用吸収性局所止血材            ウマ心のう膜弁            患者適合型体内固定用プレート</p>	<p>1            809 (略)</p> <p>(新設)            (新設)            (新設)</p>